

(仮称)仙台市パートナーシップ宣誓制度(骨子案)

(令和6年5月時点)

項目	内容
名称	(仮称)仙台市パートナーシップ宣誓制度
制度根拠	(仮称)仙台市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱
制度概要	互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ(※)である二人が、市に対して宣誓を行い、市が受領証を交付するもの。 ※性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者
定義等	(1)パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係のこと。 (2)宣誓 パートナーシップにある者同士が、双方が互いのパートナーであることを誓い、署名すること。
宣誓方法	市民局市民活躍推進部男女共同参画課職員の面前で行う
宣誓の要件	住所 少なくともいずれか一方が市内に住所を有していること ※同居していなくとも対象とする予定
	宣誓者 以下の要件をすべて満たすこと。 (1)宣誓者が互いの意思でパートナーシップを形成していること。 (2)双方が成年に達していること。 (3)双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)がないこと。 (4)当該宣誓者以外の者とのパートナーシップにないこと。 (5)双方の関係が、近親者等でないこと。 ※パートナーシップに基づく養子縁組の場合は宣誓可能。ただし、養子縁組をする前の関係が近親者等(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)である場合は除く。
子に関する記載	宣誓者の一方又は双方に子どもがいる場合、宣誓には含めないが、宣誓者の希望により、戸籍等で確認したうえで受領証に当該子どもの氏名の記載を可能とする。

項目	内容
返還・無効	以下のいずれかの要件に該当する場合 (1)宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。 (2)双方が市外へ転出したとき。 (3)その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。 (4)宣誓の要件等に関して虚偽の事実が判明したとき。
制度に関する留意事項	(1)法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではない。 (2)戸籍や在留資格等が変わるものではない。 (3)通称名での宣誓も可能とするが、その場合は、その通称名を日常生活において使用していることが客観的に分かる書類の提出が必要。